

## 「施設やグループホームで生活する方の権利ノート」の作成について

### 1 経過

令和4年8月30日に開催された当事者目線の障がい福祉に係る将来展望委員会において、委員より中井やまゆり園の事案を踏まえ「虐待を含め多くの権利侵害が県内の入所施設であるのではないかと、広く情報を集めるべきである」「当事者に何が虐待にあたるのかを説明して欲しい」との意見があった。

守られるべき権利を知らなければ、虐待等の権利侵害が起きたとしても、そのことを自覚し、声を上げることができないとの認識に立ち、令和5年4月1日の当事者目線の障害福祉推進条例施行に合わせて、施設やグループホームで生活する方を対象に、対応を検討した。

### 2 対応の方向性

- (1) 権利や虐待について分かりやすく説明
- (2) 権利侵害が起きた時にすぐにSOSを出せるように相談窓口を案内
- (3) 上記(1)(2)を行うためのツールとして障がい者1人ひとりに配る「権利ノート」を作成

### 3 活用方法

#### (1) 入所時・モニタリング時

相談支援員（セルフプランの方は市町村やご家族・後見人）が、施設やグループホームで生活する方に権利ノートを手渡し、一緒に読み合わせをする。

※モニタリングや面会時の都度、繰り返す。

#### (2) 既に入所している方

条例の施行にあわせ、県内すべての施設・グループホーム（政令・中核市含む）で生活している方へ権利ノートを配布し、読み合わせを行う。

### 4 権利ノートの内容・・・別添（案）を参照

### 5 期待される効果

- ・当事者が守られるべき権利や虐待について知る。
- ・権利侵害の有無を確認する機会を定期的に確保できる。
- ・1人ひとりに合わせた相談窓口が明確になり、SOSが発信しやすくなる。

### 6 今後の予定

- ・当事者や関係機関からの意見を踏まえ、年度内に印刷し、4月以降、条例の施行にあわせて順次配布を開始。
- ・各市町村に支給決定者数を確認の上、各市町村経由で担当の相談支援事業所へ配布。
- ・相談支援員が利用者へ手渡しし、読み合わせを行う。セルフプランの方については、各市町村から手渡しし、読み合わせを行う。



神奈川県

(案)

しせつ せいかつ かた  
施設やグループホームで生活する方の

けんり  
権利ノート

い しゃかい めざ  
～ともに生きる社会を目指して～



かながわけん  
神奈川県



## 権利ノートについて

神奈川県では令和4年10月に『当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～』を作りました。「当事者目線の障害福祉」とは、障害のある人の気持ちや考えを大事にして、障害のある人が、自分の気持ちや考えで、自分に必要なサポートを受けながら暮らすことができるような社会を作ることです。

神奈川県は、この条例で大切にしていることのひとつである「自分のことを自分で決められるようにする」ということを守り障害のある方が安心して施設やグループホームで生活できるように「権利ノート」を作りました。

「権利」とは、社会全体がまもるべきルールに従い、求めることができるものと言えます。このノートには守られる権利にはどのようなものがあるのかが書いてあり、あなたが困ったときに相談できる人がすぐに分かるようになっています。

権利を守るため、知的障害の施設入所者が思いをこめて、一人の人間として力強く生きていくことを宣言した『あおぞら宣言』第2条にも『自分のことは自分で決めます』とあります。

自分で決めることが難しい場合には、支援を受けることもできます。

相談員やご家族と、このノートを読み、一緒に権利について考えていきましょう。

神奈川県障害サービス課 福祉施設グループ

① あなたはどのような生活せいかつがしたいですか？

- あなたは施設しせつやグループホームで生活せいかつしています。
- あなたはどのような生活せいかつがしたいですか。
- あなたがどのような場所ばしょでどのような生活せいかつがしたいかあなたの気持ちきもや思いおもをおしえてください。
- 自分で決めることが難しいむずか時ときや、うまく言えないい時は支援しえんを受けることができます。
- あなたの気持ちきもをみんなで応援おうえんしたいと思っています。

だれがあなたのことを応援おうえんしてくれるか知しっていますか？

- 施設職員しせつしょくいん
- 家族かぞく
- 相談員そうだんいん
- 成年後見人せいねんこうけんじん
- 市町村のケースワーカーしちょうそん



この人たちの他に、仕事しごとの仲間なかまや友達ともだちもあなたを応援おうえんしてくれるかもしれません。

② 施設やグループホームでの生活について

決まり事はあるの？

- みんなが気持ちよく生活するための約束やルールがそれぞれの施設やグループホームにあります。相手のことを考えて、守るようにしましょう。
- どんなルールがあるのか、分からなかったり、知りたいときは、職員に聞くことができます。
- 施設やグループホームのルールを変えて欲しいと思った時には、利用者自治会（利用者同士で日頃の生活について話し合う場）や職員と話し合いましょう。



③ 他<sup>ほか</sup>の人と考<sup>かんが</sup>えや意<sup>い</sup>見<sup>けん</sup>が合<sup>あ</sup>わな<sup>あ</sup>い時<sup>とき</sup>はど<sup>ど</sup>うす<sup>す</sup>ればい<sup>い</sup>い？

• あなたの考<sup>かんが</sup>えや意<sup>い</sup>見<sup>けん</sup>を他<sup>ほか</sup>の人<sup>ひと</sup>に自<sup>じ</sup>由<sup>ゆう</sup>に伝<sup>つた</sup>えることがで<sup>で</sup>きます。

• あなたはど<sup>ど</sup>のよ<sup>よ</sup>うな考<sup>かんが</sup>えを持<sup>も</sup>つこと<sup>こと</sup>も、信<sup>しん</sup>じること<sup>こと</sup>もで<sup>で</sup>きます。

でもそのこと<sup>こと</sup>は、他<sup>ほか</sup>の人<sup>ひと</sup>が持<sup>も</sup>っている別<sup>べつ</sup>の考<sup>かんが</sup>え方<sup>かた</sup>や信<sup>しん</sup>じるもの<sup>もの</sup>も認<sup>みと</sup>めるとい<sup>い</sup>うこ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>です。

• あなたと違<sup>ちが</sup>う考<sup>かんが</sup>え方<sup>かた</sup>を持<sup>も</sup>った人<sup>ひと</sup>の意<sup>い</sup>見<sup>けん</sup>も大<sup>たい</sup>切<sup>せつ</sup>にしま<sup>ま</sup>しょう。



④ 体調がわるい時にはどうしたらいいの？

- あなたが痛いときや苦しい時は我慢をしないで職員に言いましょう。すぐに手当てや看病をしてくれます。病院にも連れて行ってしてくれます。
- あなたが、元気でいられるように、あなた自身も健康をこころがけましょう。





⑤ <sup>ほか</sup> <sup>りようしゃなど</sup> <sup>ぼうりょく</sup> 他の利用者等から暴力されたとき、

<sup>ぼうりょく</sup> 暴力されそうなきときはどうしたらいいの？

- あなたは、<sup>こころ</sup> <sup>からだ</sup> <sup>きず</sup> 心や体を傷つけられるいじめや暴力をされないように<sup>まも</sup>守られます。
- あなたもいじめや暴力で<sup>ほか</sup> <sup>ひと</sup> <sup>きず</sup> 他人を傷つけないようにしましょう。
- いじめや暴力をされたり、<sup>しんぱい</sup> 心配なきときは、<sup>しよくいん</sup> <sup>かぞく</sup> <sup>そうだんいん</sup> 職員や家族、相談員に相談してください。



⑥ 秘密ひみつにしておきたいことは守まもられるの？

- あなたに届とどいた手紙てがみ、かばんや机つくえの中なか、大切たいせつにしているものを勝手かってに見みられたり、触さわられたりすることはありません。
- あなたが知しられたくないと思おもう秘密ひみつは守まもられます。あなたも他ほかの人ひとの秘密ひみつは大切たいせつにして守まもるようにしましょう。
- 秘密ひみつが守まもられないことがおきたら、職員しよくいんや家族かぞく、相談員そうだんいんに相そうだん談してください。



⑦ どのような<sup>しごと</sup>をしてもいいの？

- あなたが働<sup>はたら</sup>きたいと思<sup>おも</sup>う仕事<sup>しごと</sup>を選<sup>えら</sup>ぶことができます。
- 働<sup>はたら</sup>く場所<sup>ばしょ</sup>、働<sup>はたら</sup>き方<sup>かた</sup>は色々<sup>いろいろ</sup>な仕事<sup>しごと</sup>や方法<sup>ほうほう</sup>がありますから、あなたがやってみたいこと、得意<sup>とくい</sup>なこと、苦手<sup>にがて</sup>なこと、あなたに合<sup>あ</sup>う仕事<sup>しごと</sup>はどのようなものがあるかなど、市町村<sup>しちょうそん</sup>のケースワーカー<sup>など</sup>等<sup>ら</sup>にも相談<sup>そうだん</sup>することもできます。



⑧ <sup>れんあい</sup>恋愛や<sup>けっこん</sup>結婚はできるの？

- <sup>だれ</sup>誰かを<sup>す</sup>好きという<sup>きもち</sup>気持ちは<sup>しぜん</sup>自然に<sup>わ</sup>湧き<sup>あ</sup>上がってくるものです。  
<sup>きもち</sup>気持ちに<sup>よ</sup>良い、<sup>わる</sup>悪いもありません。
- <sup>たが</sup>お互いが<sup>のぞ</sup>望むなら<sup>つきあ</sup>付き合うこともできます。<sup>けっこん</sup>結婚をして、<sup>こ</sup>子どもを<sup>そだ</sup>育てるかどう  
<sup>ふく</sup>かを含めて<sup>せきにん</sup>責任をもって<sup>じゆう</sup>自由に<sup>き</sup>決めることができます。
- <sup>つきあ</sup>付き合うことも、<sup>けっこん</sup>結婚することも<sup>ふたり</sup>2人ですることなので、<sup>あいて</sup>相手も<sup>す</sup>好きと<sup>おも</sup>思っている  
<sup>つきあ</sup>か、<sup>おも</sup>付き合いたいと思っているか、<sup>あいて</sup>相手の<sup>きもち</sup>気持ちも<sup>たいせつ</sup>大切にしましょう。





⑩ 虐待のことを知っていますか？

・ あなたが暮らす施設やグループホームにはあなたのことを応援し、生活を手伝ってくれる職員がいます。

・ 職員が1～5に書いてあるようなことをあなたにしたら、それは虐待です。虐待は許されません。



1 叩いたり、蹴ったりして痛いことをする。

2 馬鹿にしたり、怒鳴ったり無視する。

3 あなたに断りなくあなたのお金を使ったり、あなたが使おうとするお金を理由なく制限する。

4 ご飯をくれなかったり、汚れた服を替えてくれなかったり、一緒に暮らしている人から叩かれたりすることを放置している。

5 あなたが下着で隠す体の場所を触ったり、見たり、撮影する。

・ もし、あなたが虐待をされたら、これは虐待かもしれないと思ったら勇気をもってすぐに教えてください。

・ あなたの話を詳しく聞き、安心して安全に生活できるようにあなたを守ります。

⑪ 困った時や悩んだりしたときはどうすればいいの？

どこに相談したらいいの？

- 何か困ったり、悩んだりした時は、ひとりで苦しまないで、家族や施設職員、相談員や市町村のケースワーカー等、あなたが話しやすい人に相談しましょう。
- 相談の秘密は守られます。
- 一人で悩まないで、気軽に相談してください。



○ あなたの施設・グループホームの相談先

苦情解決担当者： \_\_\_\_\_

第三者委員： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

○ \_\_\_\_\_

相談支援事業所

電話番号： \_\_\_\_\_

あなたの担当者： \_\_\_\_\_

担当者がいなくても、他の職員が話を聞いてくれます。

○あなたの<sup>せいねんこうげんにん</sup>成年後見人

なまえ  
名前: \_\_\_\_\_

れんらくさき  
連絡先: \_\_\_\_\_

○あなたの<sup>しちょうそんぎやくたいぼうし</sup>市町村虐待防止センター

しょかつか  
所管課: \_\_\_\_\_

でんわばんごう  
電話番号: \_\_\_\_\_

○ \_\_\_\_\_ <sup>しやくしよ まち むらやくぼ</sup>市役所(町・村役場)

でんわばんごう  
電話番号: \_\_\_\_\_

あなた<sup>たんとうしゃ</sup>の担当者: \_\_\_\_\_

たんとうしゃ  
担当者がいなくても、<sup>ほか</sup>他の職員<sup>しよくいん</sup>が<sup>はなし</sup>話を聞いてくれます。

○ \_\_\_\_\_ <sup>けいさつしよ</sup>警察署

でんわばんごう  
電話番号: \_\_\_\_\_

ぎゃくたい <sup>たい</sup> 虐待に対する被害届<sup>ひがいとどけ</sup>の提出<sup>ていしゅつ</sup>等は<sup>そうだん</sup>こちらに相談します。

○あなた<sup>かぞく</sup>のご家族<sup>れんらくさき</sup>の連絡先

なまえ  
名前: \_\_\_\_\_

れんらくさき  
連絡先: \_\_\_\_\_



さんへのメッセージ

たんとうしゃ  
担当者からのメッセージ

ねん 年 がつ 月 にち 日 しめい (氏名)

たんとうしゃ  
担当者からのメッセージ

ねん 年 がつ 月 にち 日 しめい (氏名)

たんとうしゃ  
担当者からのメッセージ

ねん 年 がつ 月 にち 日 しめい (氏名)

たんとうしゃ  
担当者からのメッセージ

ねん 年 がつ 月 にち 日 しめい (氏名)

◎たんとうしゃ担当者はさいモニタリングのさい際に、かぞくご家族はめんかい面会のさい際にりようしゃ利用者と一緒にいっしょ

のノートとをよ読んでじょうらん上欄きにゆうに記入してください。



さんへのメッセージ

たんとうしゃ  
担当者からのメッセージ

ねん 年 がつ 月 にち 日 しめい (氏名)

たんとうしゃ  
担当者からのメッセージ

ねん 年 がつ 月 にち 日 しめい (氏名)

たんとうしゃ  
担当者からのメッセージ

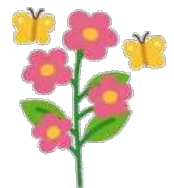
ねん 年 がつ 月 にち 日 しめい (氏名)

たんとうしゃ  
担当者からのメッセージ

ねん 年 がつ 月 にち 日 しめい (氏名)

◎たんとうしゃ担当者はさいモニタリングの際に、ご家族は面会の際に利用者と一緒に

のノートをよ読んでじょうらん上欄にきにゆう記入してください。



## 当事者目線の障がい福祉実現宣言

～あなたの心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指します～

私たちは、津久井やまゆり園事件のような悲惨な事件を二度と起こさないために、これまでの障がい福祉のあり方を根本的に見直し、「当事者目線の障がい福祉」に大転換することを誓います。それは「あなたの心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指す障がい福祉」です。

私たちは「虐待」は絶対に認めません。強度の行動障がいの方に対して、周りの人や自分を傷つけるから、音や光などに過敏に反応しすぎるから、長時間、部屋に閉じ込めておく、車いすに縛り付けておく、安全安心のためにはやむをえないということで、これまではそんな支援が当たり前のように行なわれていました。

しかし、それは明らかに「虐待」です。時代は大きく変わり、法律も変わりました。「虐待」の定義も変わりました。それにも関わらず、現場では同じような支援、すなわち「虐待」が続いていたのです。

それは県立施設においても例外ではありませんでした。県として、障がい者のみなさんに対して、心からお詫びいたします。そんな支援を続けていた事業者は、みんな反省し、支援のあり方を変えなければならないと私たちは思います。

「虐待」は絶対に許されることではありません。あなたは障がい者であるまえに、人間です。人間だからこそ、一人の人間として尊重されるのは当然の権利です。

私たちは部屋に閉じ込められている当事者ご本人の目線に立って考えます。な

ぜ、あなたは周りの人や自分を傷つけるような行動をしてしまうのでしょうか。もしかしたら、あなたは自分の気持ちをうまく表せないだけかもしれません。自分の気持ちを聞いて欲しいと訴えているに違いないと考えると接すれば、全然違ったサポートができるはずですよ。

私たちはそんなあなたの心の声に一生懸命、耳を傾けます。あなたの思いを受け止め、工夫をしながらサポートします。そうすればきっとあなたは安心してくれるに違いない。それが私たちにとっても大きな喜びにつながるはずです。それがお互いの心が輝く障がい福祉です。

施設はあなたが地域の仲間たちとのつながりの中で暮らしていけるよう、一緒に考え、みんなで支え、準備をする場です。一生そこで過ごしていただく場ではありません。あなたは自分の住む場所を自分で決めることができます。

かつて、周りの人を傷つけるからという理由で、ずっと部屋に閉じ込められていた人が、「当事者目線の支援」を受けることになったことで、生き生きと働けるようになっていました。支援のあり方によって、こんなに変わるんだ。それは希望の光でした。こういう支援が広がっていけば、必ずや、「当事者目線の障がい福祉」は実現できるに違いないと、私たちは確信しました。

どんな障がいがあっても、支えあい、愛と思いやりにあふれ、みんなのいのちが輝く、「ともに生きる社会」を実現するべく全力を尽くすことを障がい当事者、福祉関係者、そしてすべての県民の皆様に誓います。

令和3年11月16日 神奈川県知事 黒岩祐治



## 「ともに生きる社会かながわ憲章」

平成28年7月26日、県立の障害者支援施設である「津久井やまゆり園」において 19人が死亡し、27人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。

この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。

私たちは、これまでも「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざしてきました。

そうした中でこのような事件が発生したことは、大きな悲しみであり、強い怒りを感じています。

このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日  
かながわけん  
神奈川県





●発行日 はっこうび れいわ ねん がつ にち 令和5年 月 日

●発行 はっ こう かながわけん 神奈川県

かながわけんしょうがいさーびす かふくししせつぐるーぷ  
神奈川県障害サービス課福祉施設グループ

かながわけんよこはましなかくにほんおどおり  
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

でんわ:045-285-0738(ちよくつう直通) ふあつくす:045-201-2051